

## 「災害時における道路災害応急対策業務に関する協定」締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を交付しますので、技術資料を作成し提出願います。

技術資料を提出した者の中から要件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

平成27年 2月 3日

国土交通省関東地方整備局  
高崎河川国道事務所長 信太 啓貴

### 記

#### 1. 協定の概要

- (1) 名称 災害時における道路災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目的 本協定は、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所管内における道路施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し又はおそれがある場合、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、労力等の確保及び動員の方法等必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内容 協定書及び協定区間は別紙1及び別紙2のとおり
- (4) 期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに認定されているものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 群馬県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が群馬県内に有すること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。）

- (5) 平成11年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した群馬県内での道路に関する一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかの施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る)
- (6) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事における平成24年4月1日から平成26年3月31日までの工事成績評定点の平均点が、2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

技術資料に記載する項目及び技術審査における審査項目は次のとおりとする。なお、具体の記述や詳細については、別途交付する技術資料作成要領によること。

- (1) 本店、支店、営業所の所在地
- (2) 過去の同種工事の施工実績
- (3) 自社の有資格技術者数
- (4) 災害出動要請時に出動する作業員の配置状況
- (5) 災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況
- (6) 災害時に使用する建設資材の保有及び備蓄状況
- (7) 希望する協定締結区間及び希望の理由
- (8) 資機材の主な拠点から希望協定区間までの距離
- (9) 過去の災害応急対策協定などの実績
- (10) 過去の群馬県内における災害協定等に基づく災害応急対策等出動実績
- (11) 災害時の基礎的事業継続力の認定状況
- (12) 工事成績評定点の平均点及び優良工事表彰の有無

### 4. 協定締結者の選定に関する事項

協定締結者の選定方法は次のとおりとする。

- (1) 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術審査の各項目を総合的に判断し選定する。なお、技術資料に欠落がある場合は選定しない場合があるので注意されたい。
- (2) 協定区間は、協定締結区間の希望及び理由、資機材の主な拠点からの距離などを参考に決定するが、同一協定区間に複数の希望者がいた場合は、技術資料項目の審査結果により、上位のものを選定する。
- (3) 協定締結希望者が予定する協定区間数に満たない場合または、予定する協定区間に希望者がいない場合は、希望区間以外の区間を担当してもらう場合や希望区間に加えて複数区間を担当してもらう場合がある。その場合は、ヒアリングを実施し、希望区間以外の協定締結意志を確認して決定する。
- (4) 上記(1)から(3)における技術資料の項目、技術審査等の詳細については、別途交付する技術資料作成要領による。

### 5. 手続き等に関する事項

- (1) 担当部局  
〒370-0841 高崎市栄町6-41

関東地方整備局 高崎河川国道事務所 道路管理第二課（担当：蛭間）

TEL 027-345-6043

FAX 027-345-6093

(2) 技術資料作成要領の交付

- ・交付期間 平成27年2月3日（火）～平成27年2月24日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。
- ・交付場所 上記（1）に同じ
- ・交付方法 配布する資料は記録媒体に電子データで交付するので、記録媒体（CD-R等）を持参すること。なお、郵送を希望する場合は、上記（1）に記録媒体（CD-R等）、返信用封筒（切手を添付）及び会社名、住所、担当者名、電話番号等連絡先が分かるものを同封し、郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。交付期間の消印有効）すること。

また、高崎河川国道事務所ホームページ（※）からもダウンロードして入手できるものとする。

※事務所ホームページアドレス（<http://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki>）

(3) 技術資料の提出

- ・受領期限 平成27年2月24日（火） 17時15分
- ・提出場所 上記（1）に同じ
- ・提出方法 持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る）によること。詳細は技術資料作成要領による。

(4) ヒアリングの実施

技術資料の提出後、必要があればヒアリングを実施する。実施する場合は、別途実施する旨の連絡を行う。

- ・実施場所 高崎河川国道事務所
- ・実施日時 平成27年3月上旬～平成27年3月中旬の休日を除く指定する日時（予定）（別途連絡する）
- ・内 容 技術資料の内容及び協定区間の協議
- ・出席者 技術資料の内容を把握し、責任ある回答のできる方

(5) 協定締結者への通知

- ・通知方法 郵送により書面をもって通知する
- ・選定通知 平成27年3月18日（水）（発送予定）

6. その他

- (1) 本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力の「地域貢献度」の項目に加算評価されるものである。